

公布された規則のあらまし

◇生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 制定の理由及び内容

旅館業法等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 知事の権限の一部を保健所長に委任する規則
- (2) 理容師法施行細則
- (3) 美容師法施行細則
- (4) 興行場法施行条例施行規則
- (5) クリーニング業法施行細則
- (6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
- (7) 静岡県食品衛生規則

2 施行期日

この規則は、令和5年12月13日から施行することとしました。